

16 民間事業者における個人情報の取扱いに関する苦情処理の状況  
 (令和元年度新宿消費生活センター受付分)

(項目別件数)

事業分野 相談事項	医療・福祉	金融・信用	情報通信	その他	合計
目的外利用	0	0	0	1	1
不適正な取得	0	0	0	0	0
情報内容の誤り	0	0	0	0	0
漏えい・紛失	0	0	0	0	0
委託先の監督	0	0	0	0	0
同意のない提供	0	0	0	0	0
オプトアウト違反	0	0	0	0	0
開示等	0	0	0	0	0
苦情等の窓口対応	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	2	2
合計	0	0	0	3	3

## (内訳)

No	事業分野	相談事項	相談件名	相談概要	処理事項	処理結果
1	その他	その他	ネットで見積依頼するところを、誤って見積比較サイトに情報入力してしまった。誤入力しやすいホームページの作りが問題だ。	ネットを利用して、友人の代わりに見積依頼するはずのところ、誤って、事業者のホームページに出てきたポップアップ広告に出ていた事業者(見積比較サイト)に情報入力してしまった。その結果、多くのメールや電話を受けることとなった友人に迷惑をかけた。情報を取り戻したいし、誤り易いホームページを作った事業者を指導してほしい。	その他 情報提供	センターでは、当該ホームページでのポップアップ広告等は確認できなかったが、相手方をよく確認してから情報入力すべきものであり、また、申し込まれた事業者は依頼内容に基づき作業したのであるから、「指導」という話にはならない。事業者も関係会社に見積停止を周知しているようなので、ネット送信してしまった情報の取り戻しは不可能だが、納入日以降の連絡は発生しないものと思われる旨説明した。
2	その他	その他	勧誘の情報源が「名簿屋」のようである。違反ではないか。	電話勧誘してきた事業者に、自分の情報の入手元を聞いてみたら、「名簿屋」であるらしい。違反ではないか。	他 機関紹介	いわゆる名簿屋については、個人情報保護法上、一定の条件は課されるが、禁止されているわけではない。専門の管轄機関があることを説明し、案内した。
3	その他	目的外利用	講座専用サイトで教えてもらっている講師が、私の個人情報を他人に漏らしている。	講座専用サイトの講師が、講座受講の事実や講座を通じて知り得た私のプライベートな話を、他人に漏らしていることが許せない。	処理 不能	「個人の人権やその他の権利を侵害する行為の禁止」に関する当該講座専用サイトの規約が確認できたので、説明するため、相談者に複数回架電するも応答がなかった。